

令和4年度 公文書開示（9月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R4. 8. 24	R4. 9. 1	○（東京都新宿区○番地○号）に係る立入検査結果通知書（平成29年3月27日交付）	3	●						●										（7条2項）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
2	R4. 8. 26	R4. 9. 1	○（東京都台東区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年7月26日4浅予（報）第323号）のうち、以下の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（別記様式第1） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（別記様式第2）	2	●																	東京消防庁 予防部査察課
3	R4. 8. 30	R4. 9. 1	「城東消防署(4)建築改修工事」の諸経費計算書	3	●																	東京消防庁 総務部施設課
4	R4. 8. 29	R4. 9. 2	○（東京都港区○丁目○番○号）に係る次の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年2月28日3赤予（報）第1323号） 2 防火対象物点検結果報告書（令和4年2月28日3赤予（対）第1214号）	49	●																	東京消防庁 予防部査察課

5	R4. 7. 21	R4. 9. 2	<p>火災調査書類（令和4年6月2日4町予第96号）のうち、以下の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調書 	20	●																<p>（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。</p> <p>（4号）公にすることにより、建物内部への侵入や犯罪の実行を容易にするなど、利用者の安全を脅かす恐れがあると認められるため。</p> <p>（6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	東京消防庁 予防部調査課
6	R4. 8. 19	R4. 9. 2	<p>○（渋谷区○丁目○番○号）に係る共同住宅等の消防用設備等特例適用申請書（平成16年7月23日第174号）</p>	35	●																<p>住宅タイプ及び専有面積等は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。</p> <p>住宅及び共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。</p>	東京消防庁 予防部予防課
7	R4. 8. 24	R4. 9. 2	<p>○（港区○丁目○番○号）に係る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防用設備等設置届出書（昭和50年10月3日第57号）のかがみ 2 消防用設備等設置届出書（昭和50年10月23日第67号）のかがみ 	2	●																東京消防庁 予防部予防課	
8	R4. 8. 24	R4. 9. 2	<p>○（八王子市○番○号）に係る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防火対象物使用開始届出書（平成23年3月18日第263号） 2 防火対象物使用開始届出書（平成29年2月17日第2016-29号） 	14	●																<p>配置図、平面図部分等は、公にすることにより、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報であるため、条例第7条第4号に該当する。</p>	東京消防庁 予防部予防課

9	R4. 8. 26	R4. 9. 2	<p>○(台東区○丁目○番○号)に係る</p> <p>1 消防用設備等設置届出書(昭和61年11月21日第55号)のかがみ</p> <p>2 消防用設備等設置届出書(昭和61年11月21日第71号)のかがみ</p> <p>3 消防用設備等設置届出書(昭和61年11月22日第23号)のかがみ</p> <p>4 消防用設備等設置届出書(昭和61年11月25日第2号)のかがみ</p> <p>5 消防用設備等設置届出書(昭和61年11月25日第51号)のかがみ</p> <p>6 消防用設備等設置届出書(昭和61年11月25日第54号)のかがみ</p> <p>7 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届(平成20年3月21日第647号)のかがみ</p> <p>8 消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届(平成20年3月21日第648号)のかがみ</p> <p>9 検査結果書(昭和61年11月21日第55号)</p> <p>10 検査結果書(昭和61年11月25日第71号)</p> <p>11 検査結果書(昭和61年11月22日第23号)</p> <p>12 検査結果書(昭和61年11月25日第2号)</p> <p>13 検査結果書(昭和61年11月25日第51号)</p> <p>14 検査結果書(昭和61年11月25日第54号)</p> <p>15 検査結果書(平成20年3月21日(設)第647号)</p> <p>16 検査結果書(平成20年3月21日(設)第648号)</p>	16	●																											東京消防庁 予防部予防課
10	R4. 8. 19	R4. 9. 5	<p>○(江東区○丁目○番○号)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成20年4月15日第61号)のうちかがみ及び1階平面図</p>	2	●																	平面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。										東京消防庁 予防部予防課
11	R4. 8. 26	R4. 9. 5	<p>○(新宿区○丁目○番○号)に係る電気設備設置(変更)届出書(平成4年4月28日第4003号)のうち発電機容量計算書</p>	5	●																											東京消防庁 予防部予防課
12	R4. 8. 30	R4. 9. 5	<p>○(北区○丁目○番○号)に係る消防用設備等着工届出書(平成9年12月11日第160号)のうち配置図兼1階平面図</p>	4	●																											東京消防庁 予防部予防課
13	R4. 8. 31	R4. 9. 5	<p>○(福生市○番地)に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書(平成17年10月18日第135号)のうち平面図及び系統図</p>	3	●																											東京消防庁 予防部予防課

43	R4. 9. 12	R4. 9. 16	○（中央区○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等着工届出書（平成元年4月26日第2248号） 2 消防用設備等設置届出書（平成元年5月19日第3538号）	12	●																東京消防庁 予防部予防課
44	R4. 7. 22	R4. 9. 16	東京消防庁本部庁舎ほか1か所警備等業務委託の契約書類関係一式及び本部庁舎ほか1か所建物管理業務委託の契約書類関係一式 （令和2年度から令和4年度まで）	1050	●																東京消防庁 総務部施設課
45	R4. 9. 13	R4. 9. 20	○（東京都大田区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検 結果報告書（令和元年11月15日31矢予（報）第513号）	13	●																東京消防庁予防部 査察課
46	R4. 9. 14	R4. 9. 20	○（東京都荒川区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検 結果報告書（令和4年5月30日4荒音（報）第25号）	15	●																東京消防庁 予防部査察課
47	R4. 9. 15	R4. 9. 20	○（東京都豊島区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検 結果報告書（令和3年12月27日3池高（報）第95号）	10	●																東京消防庁 予防部査察課
48	R4. 8. 4	R4. 9. 20	火災調査書類（令和3年10月22日3品予第154号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調書 4 質問調書 5 現場質問調書 6 建物・収容物損害調査書 7 出火建物・避難状況等調書	62	●	●			●				●								（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 東京消防庁 予防部調査課

49	R4.9.12	R4.9.20	〇（港区〇丁目〇番〇号）に係る防火対象物使用（変更）届出書その1（平成2年6月16日第3580号）の平面図、断面図及び立面図	5	●																	東京消防庁 予防部予防課	
50	R4.9.14	R4.9.21	立川消防署立川救急隊の救急出陣（令和4年6月1日午前11時24分覚知）に関する様式第35号小隊活動記録票、様式第36号傷病者記録票（基本情報）及び様式第36号の2傷病者記録票（観察・救急処置）	3	●							●										（2号）氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため	東京消防庁 救急部救急管理課
51	R4.9.12	R4.9.21	〇（東京都大田〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年7月15日大予（報）第648号）	13	●							●										（7条2項）氏名等の情報は、特定の個人を識別することができるものであるため。	東京消防庁 予防部査察課
52	R4.9.16	R4.9.21	〇（東京都大田区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和元年11月15日31矢予（報）第513号）のうち次の公文書 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（別記様式第1） 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表（別記様式第2） 3 消火器具点検票（別記様式第1）及びその補足資料 4 避難器具点検票（別記様式第15）	7	●																	東京消防庁 予防部査察課	
53	R4.9.16	R4.9.21	〇（東京都杉並区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年1月13日3杉堀（報）第160号）	5	●																	東京消防庁 予防部査察課	
54	R4.9.7	R4.9.21	令和4年8月19日、21時40分頃、東京都杉並区永福二丁目40番9号で発生した危険排除事案に関する消防活動総括表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び36号）、消防活動報告（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第37号）、指揮活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第38号）、小隊活動表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第39号）及び消防隊が現場で撮影した写真	10	●							●										この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。	東京消防庁 警防部特殊災害課
55	R4.9.9	R4.9.21	〇（東京都杉並区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成14年7月11日14杉予（防）第220号）	6	●																	（2号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼす恐れがあるため （4号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁 予防部防火管理課

63	R4. 8. 25	R4. 9. 26	火災調査書類（令和4年8月26日4光予第166号）のうち、火災調査書	5	●															(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課
64	R4. 9. 14	R4. 9. 26	(1) 令和3年9月3日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する消防活動総括表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第35号及び第36号）及び出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号） (2) 令和4年4月1日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号） (3) 令和4年5月8日、西武池袋線東久留米駅東口付近で発生した危険排除に関する出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号） (4) 令和4年6月7日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号）	28	●																東京消防庁 警防部特殊災害課
65	R4. 9. 14	R4. 9. 26	(1) 令和3年9月3日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する消防活動報告（別記様式第37号）、指揮活動表（別記様式第38号）及び小隊活動表（別記様式第39号） (2) 令和3年9月7日、西武池袋線ひばりヶ丘駅北口付近で発生した危険排除に関する出場表（別記様式第48号） (3) 令和3年12月9日、西武池袋線東久留米駅東口付近で発生した油の流出に関する消防隊が作成した記録 (4) 令和4年4月1日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する消防活動総括表（別記様式第35号及び第36号）、消防活動報告（別記様式第37号）、指揮活動表（別記様式第38号）、小隊活動表（別記様式第39号）及び消防隊が作成した記録 (5) 令和4年5月8日、西武池袋線東久留米駅東口付近で発生した危険排除に関する消防隊が作成した記録 (6) 令和4年6月7日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する消防活動総括表（別記様式第35号及び第36号）、消防活動報告（別記様式第37号）、指揮活動表（別記様式第38号）、小隊活動表（別記様式第39号）及び消防隊が作成した記録	28	●															この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。	東京消防庁 警防部特殊災害課

66	R4. 9. 14	R4. 9. 26	(1) 令和3年9月3日、西武池袋線清瀬駅北口付近で発生した危険排除に関する消防隊が作成した記録 (2) 令和3年9月7日、西武池袋線ひばりヶ丘駅北口付近で発生した危険排除に関する消防活動記録及び消防隊が作成した記録 (3) 令和3年12月9日、西武池袋線東久留米駅東口付近で発生した油の流出に関する消防活動記録及び出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号） (4) 令和4年4月23日7時から8時頃及び18時頃、清瀬駅北口から清瀬市役所付近で発生した危険排除事案又は油の流出に関する消防活動記録、出場表（東京消防庁警防規程事務処理要綱別記様式第48号）及び消防隊が作成した記録 (5) 令和4年5月8日、西武池袋線東久留米駅東口付近で発生した危険排除に関する消防活動記録	28																	当該公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため。	東京消防庁 警防部特殊災害課
67	R4. 9. 21	R4. 9. 27	○（東京都葛飾区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年4月14日4本予（報）第99号）	22																		東京消防庁 予防部査察課
68	R4. 9. 20	R4. 9. 27	(1) 令和4年度東京消防庁消防官（Ⅰ類2回目）採用試験教養試験問題 (2) 令和4年度東京消防庁消防官（Ⅱ類）採用試験教養試験問題 (3) 令和4年度東京消防庁消防官（Ⅲ類）採用試験教養試験問題	1																		東京消防庁 人事部人事課
69	R4. 8. 24	R4. 9. 27	火災調査書類（令和4年8月8日4岩予第200号）のうち、火災調査書	2																	(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課
70	R4. 8. 24	R4. 9. 27	火災調査書類（令和4年8月8日4岩予第200号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 火災出場時における見分調書 4 現場（鑑識）見分調書 5 質問調書 6 延焼状況等調書 7 出火建物・避難状況等調書 8 建物・収容物損害調査書	66																	(2号)関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (6号)関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁 予防部調査課

71	R4. 9. 21	R4. 9. 28	住民登録の住所に対し、消防庁が建物名をどのような書類（文書）から調べ対応するのか。わかる文書の請求（査察課の対応）																				該当公文書は実施機関には存在しない。	東京消防庁 予防部査察課
72	R4. 9. 15	R4. 9. 28	○（港区○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等設置届出書（平成10年1月16日第35号）のうち1階設備図 2 消防用設備等着工届出書（平成12年2月4日第30号）のうち地下1階設備図	4	●																		住戸に係る共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課
73	R4. 9. 21	R4. 9. 28	○（中央区○丁目○番○号）に係る防火対象物使用開始届出書（令和2年3月5日第1040号）の地下2階平面図	1	●																			東京消防庁 予防部予防課
74	R4. 9. 20	R4. 9. 29	○（東京都大田区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（令和4年7月28日4調予（報）第426号）	5	●																			東京消防庁 予防部査察課
75	R4. 9. 21	R4. 9. 29	○（東京都新宿区○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書に添付されている避難経路図（平成18年8月14日18新予（防）第1127号）	1	●																			東京消防庁 予防部防火管理課
76	R4. 9. 15	R4. 9. 30	○（文京区○丁目○番○号）に係る消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（令和4年6月14日第124号）のうちかがみ及び平面図	2	●																		共同住宅の共用部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁 予防部予防課

